パブリックコメントの実施結果

	意見・要望（要旨）	区の見解・対応
団体	①「区が設置する公の施設における措置」について、暴力団排除条例と各施設条例との整合性はどのように確保するのか。	暴力団排除条例（仮称）において、暴力団排除に関する事務処理に関し、各施設条例に対し優先適用となる規定を設けます。
	②「区が設置する公の施設における措置」について、区と指定管理者との関係は、どのように整理するのか。	区が設置する公の施設で、指定管理者制度が導入されている施設における暴力団排除に関する事務処理については、区側で指定管理者に対して、条例制定の趣旨、条例の解釈運用基準、具体的な対応要領などについての説明会を開き、指定管理者に十分理解してもらったうえで、協議を行い、必要があれば指定管理者との協定書や仕様書に盛り込むことを検討することになります。
	③「区が設置する公の施設における措置」について、指定管理者を対象とした、説明会の開催予定はあるのか。	条例案が可決された場合には、条例の施行日までに、指定管理者を対象として、条例制定の趣旨、条例の解釈運用基準、具体的な対応要領などについての説明会の開催を予定しています。
	④「区が設置する公の施設における措置」について、利用申請書の個人名だけでは、暴力団関係者かどうかを事前に見極めることは難しく、また、暴力団と仮にわかった場合であっても、暴力団活動や施設運営に支障をきたすかどうかがわからないため、暴力団ということだけを理由に、承認を取り消すことはできないのではないか。	ご指摘のとおりです。 施設利用の承認を取り消すなどの排除措置を行う場合は、警察からの情報や内通者からの情報提供などの確度の高い情報に基づき、暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなると認められるときなど、特別な場合に限られることとなります。

	意見・要望（要旨）	区の見解・対応
	⑤「区が設置する公の施設における措置」について、暴力団関係者がまさに施設を利用しようとしているとき、あるいは、利用している最中に、暴力団活動を助長していることなどが明らかになった場合、その時点で、承認を取り消すことになるとすれば、現場対応の混乱が予想される。 施設によっては、指定管理者が少人数で管理運営しており、これらの判断や応対が難しいため、具体的な対応マニュアル等の整備が必要である。	利用当日、暴力団関係者と思われる者が多数集まってきた場合や暴力団の宴会や葬儀などが行われる場合など、暴力団活動を助長していることなどが明らかになった場合は、担当者のみで対応するのではなく、１１０番通報するなどして警察官の派遣を求め、施設管理者（指定管理者制度が導入されている場合には、区及び指定管理者）と警察が協力して、暴力団を排除していくこととなります。区や指定管理者の職員が少人数で対応に不足する場合は、応援を求めて対応することとなります。 また、個別の具体的な対応マニュアルの策定については、各施設で作成している既存の緊急時（混乱時）対応マニュアルなどである程度対応できると思われますが、特に暴力団排除に係るマニュアルの整備が必要な場合には、その作成に向けて区（危機管理室生活安全課）において支援していきます。
団体	①豊島区暴力団排除条例と同様に、虚偽養子縁組防止規定を盛り込んでいただきたい。	平成２２年１２月に法務省から、虚偽の養子縁組に関して通達が発出されております。 内容は、虚偽の養子縁組であると疑われる届出については法務局に照会し、照会を受けた法務局は、調査確認したうえで受理、不受理の指示を行うほか、必要に応じ、都道府県警察に情報提供するというものです。 区では、現在まで、法務局に虚偽の養子縁組の疑いで照会したことはなく、豊島区のように暴力団等による養子縁組ビジネスが行われているような状況はみられないことから、目黒区条例においては、豊島区と同様の規定を盛り込むことを見送ることとし、法務省からの通達を厳格に運用していきたいと考えています。

	意見・要望（要旨）	区の見解・対応
団体	①「区が設置する公の施設における措置」について、公の施設の利用申請等を受け付ける窓口担当者に、申請者等が暴力団関係者であるかどうかの判断させるのは非常に酷であり危険も伴うため、暴力団関係者ではないかとの疑いのある場合は、その場での利用登録証の発行を保留し、後刻区と指定管理者が連携して対処する等のルールづくりが必要である。 　また、暴力団関係者が、他人の「利用登録証」を使って予約する場合に、窓口でのチェック方法と利用時の対処の仕方はどうするのか。	「区が設置する公の施設における措置」については、暴力団関係者個人や家族で利用する場合を排除しようとするものではなく、暴力団が組織として利用しようとする場合を排除しようとするものです。例えば出所祝いや襲名披露などの場合です。 　このため、暴力団関係者の個人的利用の場合は、当該施設に係る規程等に基づく通常の事務処理となりますので、警察への照会を行う必要はありません。 　また、施設の窓口担当者が、施設利用の申請を受けるときに、当該施設利用が暴力団の組織的な利用であるか否かを判断することは極めて困難であると考えられますので、明らかにその時の状況等から見て、暴力団の組織的利用と疑われるときを除き、通常の事務処理を行うこととなります。 　したがって、暴力団関係者であるか否かを警察に照会したり、排除措置を行う場合は、警察からの情報などの確度の高い情報に基づく場合など、特別な場合に限られることとなります。 　他人の「利用登録証」を使って施設の予約をする場合は、暴力団関係者であるか否かにかかわらず不正申し込みとなりますので、それぞれの施設に係る規程等に基づいて措置することとなりますし、それが文書偽造罪や詐欺罪などの犯罪に該当すると思われる場合には、公務員には告発義務があり、指定管理者も同様に告発すべきものと考えます。 　また、それが暴力団員である場合は、東京都暴力団排除条例第２５条の規定（他人の名義利用の禁止等）に該当することが考えられ、勧告や公表の対象となりますので、警察に情報提供することとなります。

	意見・要望（要旨）	区の見解・対応
区民	①「区が設置する公の施設における措置」で、区営住宅等から暴力団員を排除することはできるのか。	「区が設置する公の施設における措置」については、暴力団関係者個人や家族で利用する場合を排除しようとするものではなく、暴力団が組織として利用しようとする場合を排除しようとするものですので、暴力団員が入居したとしても、本条例ではそのことのみで排除することはできません。 しかし、区民生活の基盤である住宅については、公の施設でありながら、その管理運営形態が他の公の施設と異なることから、区営住宅等公的住宅の入居条件として「暴力団員でないこと」を加える旨の条例改正を行うことを検討していきます。 （都市整備部住宅課へ確認済み）